

滋賀県道路整備アクションプログラム
地域別アクションプログラム(東近江土木事務所)



東近江地域ワーキングニュース vol.1

滋賀県道路整備アクションプログラムの見直し に向けた地域ワーキングを開催

このたび滋賀県では、平成20年6月に公表した『滋賀県道路整備アクションプログラム2008』の見直しを実施することになりました。

東近江土木事務所では、管内における地域課題を抽出し、その課題を踏まえた今後の道路整備について提言を行うことを目的に、有識者、公募委員、道路利用者等からなる「地域ワーキング」を開催しました。

道路整備アクションプログラムとは

「道路整備アクションプログラム」とは、「どこに、どんな道路が、いつまでに必要か」を具体的に示した道路の整備計画のことで、県内8地域別に策定しています。このプログラムは、社会情勢の変化に応じ、最長でも5年後には見直すこととしています。このため、平成15年度の公表から5年後の平成20年度に最初の見直しを行い、『アクションプログラム2008』を策定しました。

2回目の見直しとなる『アクションプログラム2013』では、25年度～34年度までの10年間における道路整備計画を明らかにします。

■平成20～24年度の間に完了した事業の一例 大津能登川長浜線 仁保橋 (H21.5.24 供用開始)



※客観的評価マニュアルについて

「客観的評価マニュアル」とは、アクションプログラムにおける事業の優先度を誰がやっても同じ結果、誰が見ても納得できる結果とするための客観的な評価方法を記載したものです。これにより、バイパス整備や道路拡幅、交差点改良などの「改築事業」、歩道や自転車歩行者道整備などの「交通安全事業」について、A・B・Cの3段階でランク分けを行い、事業の優先度を判断しています。



第1回地域ワーキング 開催概要

【日時】

平成24年8月8日(水)
14:00～16:00

【場所】

東近江合同庁舎 3階 3C会議室

●地域ワーキングの目的

東近江土木事務所管内の地域課題を抽出し、その課題を踏まえた今後の道路整備について、提言を行うことを目的とする。

●地域ワーキングの検討内容

- ① 地域の道路・交通の現状、問題点、課題
- ② 客観的評価マニュアルにおける改築事業の地域の重点項目
- ③ 評価結果に基づく整備箇所(案)について
- ④ 提言書について

●今後のスケジュール

第1回 ワーキング

5年間を振り返り、地域の道路、交通の問題点や課題等についてご意見を伺いました。

第2回 ワーキング

地域課題を抽出し、客観的評価マニュアル※における地域の重点項目を議論します

第3回 ワーキング

アクションプログラム2013における整備箇所(案)や提言書について議論します。

アクションプログラム2013 策定
(平成25年3月予定)

ワーキングで頂いた主なご意見

アクションプログラム2008等の道路整備による地域の変化

- ・5年間で生活道路等も含めて、道路はよくなった。
- ・国道477号の必佐バイパス、桜川西中在寺線の蓮花寺バイパスの整備により、通過交通が生活道路から分離され、生活道路が安全になってきた。

東近江地域における道路の問題・課題

(1) 東近江地域のネットワークについて

- ・国道8号をはじめ近江八幡市内で渋滞が顕著であり、東近江地域の東西南北方向の幹線道路網においてボトルネックとなっている。
- ・スマートインターへのアクセス道路となる国道307号は、現状でも死亡事故が発生している状況にあり、スマートインターの供用に向けて早期の対策が必要。
- ・湖岸道路は、信号交差点が少なく、夜間は高速道路のような状況のため危険な状況。また、観光シーズンには交通混雑が顕著。
- ・市街地内には、幅員狭小区間や歩道未整備区間が多く残されており、交差点部や踏切部の交通混雑や交通安全面での問題が大きい。

(2) 通学路の安全確保について

- ・郊外部では、生活道路と通過道路としての機能を合わせ持つ道路があり、幅員が狭い区間では通学路の安全性低下の問題が生じている。

(3) 道路管理について

- ・野生動物への対策として柵を設置しているところでは、草刈りがしにくいため草が生い茂り、視界が狭く危険な状況。

東近江地域の道路整備を考えていく上で必要なこと

- ・東近江地域から、彦根方面及び能登川方面を結ぶ広域的なネットワークの整備が必要。
- ・市街地内の混雑区間の解消は、路線的な対策が困難な中、局所的な改良等有効なものから進めるべき。
- ・通学路の安全対策が今後は非常に重要であり、現道対策やバイパス整備による現道交通負荷の軽減が必要。
- ・地域活性化に結びつく道路整備について行政・地域とも考えるべき。
- ・市街地内の道路改良の連続性を確保するため、県、市など道路管理者間の連携強化が必要。
- ・狭隘道路が多い既成市街地部では、火災や震災時の防災・減災対策として都市計画道路の整備が必要。
- ・名神・新名神のインターからのアクセス強化による防災面における道路の代替性確保が必要。
- ・事業の推進には、地元（地権者）の協力が不可欠であり、地元も一丸となって整備をしていくという機運づくりが必要。



地域ワーキング委員

(敬称略、五十音順)

谷口 浩志 (座長)

[びわこ学院大学短期大学部]

阿野 剛士

[社団法人 滋賀県トラック協会 湖東支部]

上阪 廣子

[近江八幡地区交通安全協会]

宮部 庄七

[社会福祉法人 東近江市社会福祉協議会]

植田 幸美

[公募委員]

的羽 新一

[公募委員]

●交通管理者・行政関係者

村林 一寿

[近江八幡警察署 交通課]

日高 清美

[東近江警察署 交通課]

中塚 靖彦

[近江八幡市 都市産業部]

中村 哲

[東近江市 都市整備部]

岸村 義文

[日野町 建設計画課]

村井 耕一

[竜王町 産業建設課]

滋賀県道路整備アクションプログラム 地域別アクションプログラム

(東近江土木事務所)

～東近江地域ワーキングニュース～

2012年8月発行

【編集・発行】

滋賀県東近江土木事務所道路計画課

〒527-8511 東近江市八日市緑町7-23

TEL: 0748-22-7735

FAX: 0748-23-4163

E-mail: HA33300@pref.shiga.lg.jp

URL: <http://www.pref.shiga.jp/h/y-doboku/road/070301roadplan.html>